

一関市議会 教育民生常任委員会 記録

会議年月日	令和6年8月28日(水)			
会議時間	開会	午前10時00分	閉会	午前11時41分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 永澤 由利		副委員長 千葉 信吉	
	委員 岩 渕 優		委員 那 須 勇	
	委員 佐藤 真由美		委員 菅 原 行 奈	
	委員 門 馬 功		委員 千 葉 大 作	
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 なし			
事務局職員	栃澤局長補佐兼議事係長			
紹介議員	なし			
出席説明員	山形福祉部長、伊東長寿社会課長、鈴木高齢福祉係長、三浦主事			
参考人	なし			
本日の会議に付した事件	所管事務調査 (1) 成年後見制度利用支援事業における中核機関の設置について (2) その他			
議事の経過	別紙のとおり			

教育民生常任委員会記録

令和6年8月28日

(午前10時00分 開会)

委員長 : ただいまの出席委員は8名です。
全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会します。
録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。
議事に入ります。
これより所管事務調査を行います。
本日の所管事務調査に当たり、当局から、福祉部長の出席を求めたいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

委員長 : 御異議ありませんので、議長を通じて福祉部長の出席を求めるといたします。
初めに、成年後見制度利用支援事業における中核機関の設置についてを議題といたします。
当局より説明を求めます。
山形福祉部長。

福祉部長 : 教育民生常任委員会については、成年後見制度の利用支援事業における中核機関の設置について、委員の皆様にご説明をさせていただきたく開催するものであります。

成年後見制度については、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されまして、市町村は制度の利用促進に係る基本的な計画を定め、必要な支援を講ずるよう努めることとされたところであります。

また、令和4年3月に閣議決定されました国の第二期成年後見制度利用促進基本計画で、全ての市町村が中核となる機関の設置など、必要な措置を講ずることとされたところであります。

当市においては、令和5年4月から一関市成年後見支援センターを設置しているところでありますけれども、成年後見の取組については、第3次一関・平泉定住自立圏共生ビジョンにもお示ししたとおり、広域的に取り組むこととしておりまして、本年10月1日から中核機関として、現在のセンターを一関地方成年後見支援センターに移行することとしております。

あわせて、一関地方権利擁護連携推進協議会を設置してございましたので、これまでの経過を含みながら、今後の取組等について具体的な内容を説明させていただきたいと思っております。

詳細は担当課長から申し上げます。

委員長 : 伊東長寿社会課長。

長寿社会課長：それでは、資料の説明を私からさせていただきます。

まず、資料の1、成年後見制度とはというところから御説明させていただきます。

改めて制度の概要についてお話しさせていただきますが、「認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分になり、ひとりでは契約や財産管理などをすることが難しい方が、自分らしく安心して暮らせるように、本人の権利を守り、法的に支援する制度」でございます。

過去のことを見ますと、平成12年の民法改正によりまして従前の禁治産、準禁治産制度が廃止されまして、それに代わる制度として、自己決定権の尊重の理念とか、本人保護の理念とか、そういった調和の観点から制度化されたものでございます。

2つ目の黒ポツでございます。

「本人の判断能力が低下してから親族等が家庭裁判所に申立てをする法定後見制度と、本人の判断能力が十分なうちに、公正証書で任意後見契約を締結する任意後見制度」がでございます。

3つ目の黒ポツです。

「法定後見制度の類型は、本人の判断能力に応じて後見、保佐、補助の3つに分類」されております。

この成年後見人、保佐人、補助人に選定された場合、法律行為の代理とか同意、取消しを行うものでございます。

なお、本人もしくは親族等が申立てすることができない場合には、市長が審判の請求をすることができるかとされているところでございます。

2、経過について御説明いたします。

先ほど部長からのお話にもございましたが、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

各市町村は、成年後見制度の利用の促進に関する政策について基本的な計画を定め、中核となる機関の設置など、必要な措置を講じるよう努めることとなりまして、この法律に基づいて各市町村、または広域単位で中核機関の設置が進められているところでございます。

また、国の成年後見制度利用促進基本計画においては、弁護士や司法書士などの専門職団体や関係機関が、連携体制を強化するために協議会を設立することとされております。

本年8月1日現在でございますけれども、県内33市町村のうち、一関市、平泉町を除く31市町村は、中核機関及び協議会を設置済みでございます。

一関市では令和5年4月に長寿社会課内に一関市成年後見支援センターを設置しているところでございます。

また、専門性を持って継続的に事業を実施するため、センター業務の一部、広報啓発業務、制度の相談支援、制度の利用促進、こういった業務を一関市社会福祉協議会に委託をしております。現在は、センターを5名体制で業務に当たっております。

センター長は長寿社会課長、センター担当職員は長寿社会課2名、福祉課職員1名、それから一関市社会福祉協議会職員は専任でございますが、相談支援員として1名、こ

の5名で当たっております。

また、一関市と平泉町においては、令和6年度中に中核機関協議会を設置することとしまして、一関市社会福祉協議会と協議を進めてきたところでございます。

続いて、センターの令和5年度の相談実績について説明したいと思います。

地域包括支援センターまたは相談支援事業所など、各地域の既存の相談機関を一次相談窓口、そしてセンターは一次相談窓口から寄せられる困難ケースへの対応ということで、二次相談窓口と位置づけております。

内容については、後ほど説明させていただきます。

相談の受付件数ですが、市民から一次相談窓口を経ないで、直接相談があったものも含めて58件でございます。

そのうち、左側の相談者の属性としておりますが、一番多いのは支援者の方、次いで親族、同居の家族となっております。

対象者の属性としましては、やはり高齢者が一番多く、次いで障がい者となっております。

2ページ、相談の内容でございます。

主なものを列記してございますが、「制度を聞いたことはあるが、詳しいことは分からないので教えてほしい」、また、「認知症の親の預金を引き出せなくなり、銀行から制度利用を勧められた」ので教えてほしいと、また、「身寄りがいないので将来が不安」という内容でございます。

それに対する対応でございますが、パンフレットを使用した制度の説明、また、家庭裁判所や公証役場、関係機関の紹介などをしてございます。

3、今後の取組みについて説明いたします。

第3次一関・平泉定住自立圏共生ビジョンにおきまして、「一人暮らしや介護が必要になった高齢者、障がい者が家庭や地域で安心して自立した生活を送り続けられるよう、在宅介護及び日常生活の支援に取り組む」としてございます。

そうしたことから、地域連携ネットワークの構築に係る検討会、現在は「地域連携ネットワーク会議」としてございますが、こちらの会議におきましても、制度の利用促進については、一関市と平泉町の共同で取り組むということで検討をしてきたところでございます。

(1)平泉町議会として、平泉町においても議会に対する説明を9月2日の平泉町議会全員協議会において趣旨説明をする予定と聞いてございます。

また、9月議会において関連の補正予算を上程する予定となっております。

(2)平泉町との基本協定の締結でございます。

一関・平泉定住自立圏における権利擁護の推進及び成年後見制度の利用促進を図ることを目的としまして、令和6年10月1日に平泉町と基本協定を締結することとしてございます。

基本協定に定めるセンターが実施する事業につきましては、「①権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築及び運営」「②成年後見制度の利用促進に関する業務」でございます。

3つ目の黒ポツですが、基本協定において、一関市を代表自治体と定めまして、一関

市が一関市社会福祉協議会にセンター業務の一部を委託するという事で考えてございます。

この基本協定に基づきまして、平泉町が一関市に負担金をお支払いいただき、一関市がまとめて幹事自治体として、一関市社会福祉協議会に委託料を払おうとしているものでございます。

なお、この負担金は人口案分ということで、今年度は平泉町が6%と見込んでいます。

続きまして、(3)中核機関及び協議会の設置でございます。

10月1日に一関地方成年後見支援センターを設置しまして、中核機関と位置づける予定としてございます。

それと同時に一関市成年後見支援センターは廃止する予定でございます。

センターの対象圏域でございますが、一関市及び平泉町といたします。

中核機関全体の進捗管理、コーディネート及び司令塔的役割は行政が行っていきうとしておりますので、中核機関につきましては、直営と一部委託で行うとしております。

直営分については一関市と平泉町です。

委託については一関市社会福祉協議会でございます。

同日に一関地方権利擁護連携推進協議会を設置する予定にしておりますが、この協議会では、一関地方の権利擁護支援における司法・医療・福祉などの地域連携体制を構築し、意見交換、情報共有を行うとしてございます。

協議会の構成員でございますが、これまでの地域連携ネットワーク会議のメンバーがほとんどでございます。

ただ、今までのネットワーク会議のほうには医療機関が入ってございませんでした。

ただ、これからやっていくときに医療機関との連携というものが気になるだろうということで、岩手県立南光病院にお話をさせていただきまして、御理解いただきましたので、岩手県立南光病院に構成員となっていただくことで進めてございます。

3ページになります。

次に、オブザーバーでございます。

盛岡家庭裁判所一関支部、一関保健福祉環境センター、金融機関、この3つの機関をオブザーバーとして参加いただこうと思っております。

盛岡家庭裁判所一関支部、岩手県の一関保健福祉環境センターにつきましては、これまでネットワーク会議にも同様に参加をしていただいております。

ただ、金融機関は今までなかったのですが、金融機関からの相談も多々ございましたので、金融機関もオブザーバーとして参加していただきたいということでお話を申し上げ、御理解をいただいたところでございます。

なお、事務局につきましては一関地方成年後見支援センターが当たるものでございます。

次に、4、想定される中核機関の取組みでございますが、研修会、講演会の企画、制度の正しい理解の普及に努めてまいりたいと、それから、成年後見人等の受任者不足が課題でございます。

現に一関市長が申立てをした方についても、他市の弁護士等が当たっているという場

合もございますので、将来的には市民後見人の養成、また、法人後見の取組についても、推進をしてまいりたいと考えてございます。

3つ目の黒ポツでございますが、単に成年後見制度の利用者を増やしていこうというものではなくて、制度を必要とする人が適切に利用できるように、平泉町や関係機関と連携をしながら利用促進に係る取組を進めてまいりたいと考えてございます。

資料の最後のページになります。

こちらについてはイメージ図でございますが、「一関圏域における目指す権利擁護地域連携ネットワークの全体像」でございます。

資料の説明は下のほうから説明をさせていただきます。

認知症の関係とか精神障がいの関係とか、そういったことで相談をしたいという親族、家族等につきましては、どこに相談をするかということ、まずは障がい者施設であったり、事業所の専門職であったり、あと日常生活自立支援事業というのは、社会福祉協議会で行っている事業でございますが、そちらのほうにまずは相談していただいて、ここで成年後見として進めたほうがいいのかという場合については、次に一次相談窓口として、地域包括支援センターであったり、障がい者であれば基幹相談支援センターに相談していただく。

そこで困難ケースという場合については、二次相談窓口として、一関地方成年後見支援センターのほうに相談をしていく、そういった連携を取りながら行っていこうとしているものでございます。

全体の真ん中辺りになりますけれども、一関地方成年後見支援センターとしては、昨日、先ほども申し上げましたが、3つの機能がございます。

進行管理機能、事務局機能、司令塔機能、この3つの機能がございますが、現時点では、令和6年10月1日からの委託開始と同時に、広報啓発相談機能については、一関市社会福祉協議会で当たっていただく、それから事務局機能と司令塔的機能につきましては、行政のほうで当たると考えております。

イメージ図の全体の一番上のほうになりますけれども、今度は一関地方権利擁護連携推進協議会でございます。

この協議会は何をやっていくかといいますと、ケース会議というようにしてございますが、相談があった方にどういう支援、対応をすべきか、そういったフォローの会議や、成年後見人が選任された後に、その選任された後見人等のフォローのための会議の想定をしてございます。

次に受任者調整会議につきましては、こういった方が成年後見人として適正なのかというところについて、最終的に家庭裁判所が選任するのですけれども、こういった方がいいのではないのでしょうかというのを家庭裁判所のほうに申請することができるのですが、その内容について調整ができるかどうかというのをこの会議でやっていこうとしているものでございます。

資料の説明につきましては、以上でございます。

よろしく願いいたします。

委員長 : これより質疑を行います。

菅原委員。

菅原委員：それでは、何点か質問させていただきます。

「1、成年後見制度とは」というところで、「認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が」とありますが、「センターの令和5年度相談実績」の「対象者の属性」の中に認知症という区分がないのですが、障がいというところに当てはめていいのでしょうか。

「認知症、知的障がい、精神障がいなどによって」という説明があるのですが、「センターの令和5年度相談実績」の「対象者の属性」の中で、知的障がいとか精神障がいというのは障がいの区分に入ると思ったのですが、認知症の方々はどこに入るのか、疑問でした。

次に、岩手県内33市町村のうち、一関市と平泉町だけが中核機関と協議会を設置していないということですが、ほかの市町村で連携してやっていっている例はあるのか、そこをお尋ねしたいと思います。

一関市成年後見支援センターの令和5年度相談実績の中で、具体的な相談例を2、3挙げていただきたいと思いました。

以上、3点をお願いします。

委員長：伊東長寿社会課長。

長寿社会課長：まず、1点目でございます。

資料の1ページ目、「センターの令和5年度相談実績」の「対象者の属性」のところ認知症がないということでした。

「①高齢」に認知症の方を含むという形になっておりますが、現在、認知症になっている場合、なっていない場合を含めて支援者とか、家族の方から将来のことを見越しての相談もございまして、この高齢者の全てがイコール認知症の方とはなってはいませんが、認知症の方については高齢者のところに含まれているということで御理解いただければと思います。

2点目でございます。

31市町村の中で連携例があるかということですが、中核機関、協議会というものでございすけれども、それを複数の自治体で、例えば近くでいうと、奥州市、金ケ崎町が1市1町で連携をしております。

ただ、中核機関については、奥州市、金ケ崎町は社会福祉協議会に全て委託をしております。

県内では全てを委託するか、全て直営でやるかということになっておまして、一関市、平泉町のように直営プラス一部委託というのは、県内では例はございません。

ただ、全国を見ますと、約4分の1、25%ぐらいは直営プラス一部委託ということで取組をしているようでございました。

3点目でございます。

具体的な相談例、正直申し上げて、制度についてどういったものなのか教えてほしい

というところが、大きなところでございましたので、昨年度、成年後見支援センターとして、本当に簡単な見開きのパンフレットをつくったのですけれども、そちらのほうを使いながら、こういったことは、成年後見にできます、ここはできません、例えば、契約行為はできます、日常的な御飯を食べるお世話とか、そういったことはできません。

そういった制度の説明をしながら、あとは具体的に、申請、申立てをしてみたいということであれば、家庭裁判所に行って御相談をしてくださいというお話を、ほとんどがそれで御理解をいただいているという状況でございます。

委員長：菅原委員。

菅原委員：今のお話で、かなりの方々が成年後見制度に関心があることが分かりました。

それで、権利擁護地域連携ネットワークの全体像で、この中に岩手県立南光病院も入っていただくということも分かりました。

疑問として、この成年後見制度の中で、実際に具体的に動いていただいている司法書士、弁護士、そういった法律に詳しい専門家の方が入っての連携ということはお考えにはなかったのでしょうか。

委員長：伊東長寿社会課長。

長寿社会課長：資料の2ページ一番下に協議会の構成員を書いてございます。

先ほど委員から話がありました、オブザーバーではなく協議会の構成員として、岩手弁護士会、岩手県司法書士会、岩手県社会保険労務士会、そういった方々にメンバーとして入っていただく。

岩手県立南光病院も入っていただくことにしてございました。

委員長：那須委員。

那須委員：私からは、岩手県内33市町村のうち一関市、平泉町を除く31市町村は、既に協議会を設置済みということですが、なぜ、一関市、平泉町の設置が遅れたのかということが1点です。

それから、一関市成年後見支援センターの令和5年度の相談実績の中で、相談者の属性で⑦その他が2件、⑧不明が1件となっており、件数は多くないと思うのですが、相談者の属性が不明というのは、どういう意味なのか教えていただければと思います。

あと私も直接、後見人を立てている方の親族からお話があったことなのですが、高齢者が亡くなってしまった。

その後、その後見者の対応というのががらっと変わって、亡くなったので関係ないですというように、要は何をお話ししたいかという、後見者に対するフォローはいろいろしていくという話は、今、課長からもあったのですけれども、亡くなった方の親族に対するフォローというのはなくなってしまうのか。

その後、例えば相続関係を相談したかったようだけれども、その辺のフォローとい

うのは、相続関係だから、亡くなってしまえば親族が新たに相談しなくてはいけないということもあると思うのですけれども、成年後見人を立てた上での流れというのは、何かそういった、いわゆる親族の方へのフォローというのはないのか教えていただければと思います。

委員長：伊東長寿社会課長。

長寿社会課長：まず1点目になります。

なぜ、遅れてしまったかということにですが、岩手県内で見ますと、最近でいうと気仙地方の2市1町が令和5年4月1日に立ち上げになっています。

それまでは気仙地方と一関地方が残っていたところでした。

一関地方につきましては、結果的に調整ができなかったということで、過去、平成30年度、令和元年度には当初予算の要求をしたことがございました。

ただ、一関市社会福祉協議会に委託をしようと思い協議をしましたが、その協議が難航したといいますか、結果的に合意に至らず予算が執行できなかった。

ということで、継続して、これまでどういうようにしていったら一関地方で権利擁護を進められるかという協議を重ねてきました。

結果的に令和6年度に合意になった。

2点目、相談者の属性の不明でございますが、手元に分かるものはございません。

というのは、東京都からとか、全国各地の方から、息子、娘ですということで連絡が来るときもありますし、匿名で相談されることもございます。

ですので、匿名については一般論の話、こういったことですかというようなこともございますので、分類ができない部分がございますので、そういったことで不明になってしまったというところでございます。

3点目でございます。

亡くなった後の後見人の対応が変わったということですが、あくまでも後見人は、その亡くなられた本人の支援ですので、亡くなってしまえば、本人の意思の代行ではないので、何もできないというのは全くそのとおりです。

ただ、本当に身寄りがない、誰も何ともならないという場合に、火葬はどうするのだ、お葬式はどうするだという問題が出てきます。

それについては、後見人の方が家庭裁判所に話をして、残っている預金の中で出し入れをしてもいいですという許可があれば、死亡した方の預金から費用として和尚さんにお支払いをする。

そういったフォローは必須事項ではありません。

ある意味ボランティア的なところでございます。

ですので、亡くなった後の相続の相談などは全く関与するところはないので、あれなんだっけとなってしまうのは、どうしてもしょうがないところでございます。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：先ほどからの御質疑の中で、直営プラス社会福祉協議会というのは、岩手県内では一関市が唯一だということですが、メリットなどがあるのではないかと思うのですけれども、その辺のところを教えてください。

それと今まで一関市社会福祉協議会と長寿社会課のほうで御相談に乗っているということで、平泉町が増えたときに、職員の人数というか、対応ができるのかということ、今までよりも少し増やしているのか、その辺のところ。

ケース会議が行われて、誰が受託者になるとか、そういう流れというのは、どういうように決まっていくのか。

もし弁護士、司法書士が受託者になったときに、利用料金というのはどうなっているのか。

委員長：伊東長寿社会課長。

長寿社会課長：1点目、中核機関の直営プラス一部委託とするメリットということで、過去の話としますと、一関市として一関市社会福祉協議会に他の地区と同じように全部委託を当初は考えておりました。

ただ、その考えの趣旨としては専門的な支援といいますか、知識を有しながら対応しなければならないということもございますので、一関市社会福祉協議会に全てをお願いしたかったのですけれども、一関市社会福祉協議会としては、いや行政もこの地域の権利擁護全体を見据えてコーディネートすべきではないかという話がありました。

そういったところで、岩手県内の他の地域ではないのですけれども、行政も一関市社会福祉協議会と協力しながら、この地域での権利擁護の在り方について広く周知等に努めていきたいので、メリットと言えないかもしれませんが、気持ち的にはそういったところで対応していこうと考えてございます。

2点目、平泉町が入った場合の職員体制ですけれども、実質平泉町については、町長申立てはゼロという状況で、権利擁護、成年後見に関する相談もあまりない状況と聞いてございます。

だから、平泉町が入っても変わらないわけではなくて、平泉町は保健センターがその業務を担当する部署になってございますので、これまでも平泉町の保健センターと調整をしながら、平泉町の方の相談案件であれば平泉町の職員がメインとなって、一関市の高齢者であれば長寿社会課がメインとなって、障がい者であれば福祉課がメインとなって、役割分担をしながらやっていこうと考えてございます。

3点目の料金の話でございました。

基本的に成年後見人が選定された場合の報酬については、お願いをした方、被成年後見人といいますか、認知症の方、障がい者の方が、お支払いするのが大原則です。

ただ、お金がないから成年後見人をお願いできないというのではおかしいということがございますので、生活保護とか生活保護と同等の状況にあることが分かっている方については、市のほうで助成金をお支払いする対応はしてございます。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：行政と社会福祉協議会の連携が取れば、行政だけではない、社会福祉協議会だけではないということでもいいのかなと思います。

その辺の連携を十分に取っていただければということと、それから平泉町のほうは、これから始まると、高齢者だけの世代とかが増えてくるので、件数も増えてくると思いますので、その辺の対応、職員の対応とかも考えていかなければならないと思います。

それから、先ほどの利用料金は個人が払うということですが、弁護士とか司法書士とかと個人が締結、私の場合は幾らだとか、そういうのがあるのですけれども、人によって違ったりとか、ある程度の基準があるのかということをお聞きします。

委員長：伊東長寿社会課長。

長寿社会課長：料金の話ですが、弁護士の言い値ではなくて、家庭裁判所でこの方については、この金額という金額を示しますので、それに基づいて弁護士は請求をし、また、うちのほうで助成をする場合は、その金額をもってお支払いをするという対応をしています。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：市からの助成もあるのですか。

委員長：伊東長寿社会課長。

長寿社会課長：市では一関市成年後見制度利用支援事業実施要綱を定めておりまして、その中で報酬の助成をしております。

金額で言いますと、在宅の成年後見人にあつては、1月当たり2万8,000円を上限に、それ以外の成年被後見人にあつては1月当たり1万8,000円を上限としてございます。

委員長：門馬委員。

門馬委員：資料の3ページ、「4、想定される中核機関の取組み」の中で、2つ目の黒ポツ、「受任者不足が課題であり、市民後見人の養成や法人後見の取組みの推進」を掲げていますが、この受任者不足等々のこの背景と、それから「市民後見人の養成や法人後見の取組み」の具体的な内容について教えていただきたいと思います。

委員長：伊東長寿社会課長。

長寿社会課長：初めに受任者不足の背景でございます。

これだというものはないですけれども、こちらのほうで市長申立てをしているのですが、受任者が盛岡市の弁護士とか、宮城県仙台市の司法書士、弁護士というのがございます。

そちらのほうに住んでいるのでそちらの方というのであれば理解もできるのですが、なかなか一関市の方であっても、北上市とか奥州市の弁護士、司法書士が選任されることが、近年、見受けられます。

弁護士とか司法書士の先生とネットワーク会議で話をする際でも受任者不足というのは非常に大きな問題だという話をされております。

今、市内に弁護士が何人いるかというのは、資料を持ってこなかったのですが、弁護士、司法書士、社会福祉士、この方々が成年後見人になれる方になってございますので、社会福祉士についても、市内に10人か11人だったと思いますが、そんなに多くはいないのです。

10人、11人と話をしたと思うのですが、そういったところでの対応になってしまいうので、どうしても、その絶対数があまり増えていないということから、市民後見、法人後見をやっていききたいということでございました。

市民後見人の養成、それから、法人後見のことについての話もございました。

まず、先に法人後見についてお話しさせていただきます。

社会福祉法人に限らないですけれども、医療法人そういった法人が個人ではなくて法人として成年後見業務を請け負うことができることになってございます。

近場でいいますと、平泉町社会福祉協議会が、法人後見の受任業務だけを行っております。

成年後見の支援とか相談とかというのも、もちろんあるのですが、平泉町社会福祉協議会が法人として、ある方の後見人になっているものがございます。

一関市内では法人後見をしているところはございません。

ただ、どうしても、その個人になってしまいますと、なかなか増えないというところもございますので、また、組織で行えることによって、個人で忙しいとき、組織であれば、違う職員でもできることとなりますので、そういった法人が対応できないかというところについて、市内の高齢者施設の協議会の総会のほうにもお邪魔をして、制度について御説明させていただいて、市内三十数法人のうち興味があるといいますか、やってもいいかというお返事をいただいているのが、たしか3つの法人だったと思いますが、法人には声をかけながら、だんだんそれを増やしていければいいかと思っております。

法人後見については県内でいいますと、八幡平市のエリアで積極的に取組をされているところがございます。

市民後見人でございますが、これは市民個人で後見人となっていただくことでございますけれども、これについては、まだ、うちはノウハウもないのですが、二戸市を中心としてカシオペアというところで、市民後見人がたくさん養成されております。

昨年度は奥州市でも市民後見人の養成がされましたので、うちのほうとしても、その市民後見人も養成をしていきたいと考えております。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：私から何点かお聞きしたいのですが、「センターの令和5年度相談実績」に「相談者の属性」がございまして、これは令和5年度相談実績ということで58件は、こ

れを「人」に置き換えても大丈夫なのでしょう。

この58件のうち実際に受任者がついている件数というか、人数を教えてくださいと思います。

これはあくまでも相談だけですので、その先がどうなっているのかということです。

それから「センターの令和5年度相談実績」の「相談例」ですが、3つの例ですけれども、これはどこに相談に行ったのか、どこが多いのか教えてくださいと思います。

それから、その次の「対応」ですか、これはどの実績につながっているのか。

実績につながった、対応したということですが、相談窓口、どこでどういう説明をしたか分かりませんが、現場はどこなのかというところを教えてください。

あとは「(2)平泉町との基本協定の締結」で「平泉町は一関市に負担金を支払い」とあり、先ほど6%とおっしゃったと記憶しているのですが、その分母を教えてください。

それから、協議会の構成員の御説明をいただきました。

病院、施設でいくと南光病院だけが入っていますけれども、医師会等との関わりはないのか、教えてくださいと思います。

それから、先ほど門馬委員の話と重複するかもしれませんが、受任者不足のところで、報酬が安いのではないかという声もあるのですが、希望する方のその財産の割合によって家庭裁判所が決定をする形になると思うのですが、その辺のところ何か大きな理由といいますか、弁護士、司法書士も既に業務が忙しいというところもあるかもしれませんが、もうちょっと深掘りしていかないと多分大きな壁になると思うのです。

壁というのは障害になる、要するにどんどん成年後見制度が浸透していったときに、お願いをしたいが、受任者がいないということが、高齢者が増えてきている中で多分そういう話になってくると思います。

私の知っている人も、個人で受任者になった、障がい者の方の受任者になった方、市民の方でなった方がいらっしゃるのですが、その人はそれなりの知識があったりして、いろいろやれたのですが、何かと現場では大変なことがあります。

とても言葉では言えないような話とか、あとは制度的に単純に縦割りでは線を引けないような、そういう問題があって、こここのところを本当にきちんと本腰を入れていかないと、多分この制度の広がりとは反比例した形で、そここのところが非常にネックになるということが考えられると思いますので、意見ですけれども、ここは本当にしっかりやらないと大変なことになっていく。

大変といいますか、一番困るのは、利用したい人が利用できないというのが一番問題なので、そここのところをよろしく願いしておきます。

委員長：伊東長寿社会課長。

長寿社会課長：初めに相談実績の件数が人数でいいかということですが、これは件数がイコール人数になります。

それから、受任者の関係の話がありました。

去年の相談件数58件、今、記憶にないのですが、実際これまでに、今年含めてですけれども、受任をしているケースで、こういった場合、非常に悩んでいるのですと

というような相談が、一関市成年後見支援センターのほうにあったのもございます。

次に相談例を3つほど挙げたところですが、どこに相談に行ったのかという話でございました。

また、その対応した現場は、どこだったのかという話がありましたけれども、全て長寿社会課の窓口になります。

一関市社会福祉協議会で、今は専任の相談支援員をお願いしていますが、長寿社会課のほうに籍を置いていただいて、座っていただいて対応等をしていただいていますので、現時点では長寿社会課での対応になります。

次に、平泉町が一関市に払う負担金の分母というお話がございました。

これにつきましては、令和6年度の負担金については、令和5年度末の人口を基にしてございまして、一関市が10万6,615人、平泉町が6,780人ということで、それぞれの割合で94%と6%としたところでございます。

次に、中核機関の協議会の中での岩手県立南光病院との関係でございました。

医師会の関わりということでございますけれども、医師会というのも考えたのですけれども、正直申し上げて、単純な病院というよりは精神系の、知的とか精神の障がい者の関わりとして、後見人として進めていくべきかどうかといったところのアドバイス等も頂きたいということから、岩手県立南光病院に直接的にお話をさせていただいて、御理解をいただいたところでございました。

最後、受任者不足につきましては、センターだけで何とかコントロールできるものではございませんので、いずれ弁護士、司法書士、司法書士については公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートという組織もあり、たしか成年後見とかを支援をする組織でありましたので、司法書士会全体としての後見制度を支援していこうというスタンスであるということは確認をしておりますが、これらについては、先ほど最後に利用者が利用できないと大変だというお話がございましたので、そのようにならないように、うちのほうとしても関係機関と調整をしながら進めていきたいと考えております。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：令和5年度の相談実績は58件ということですが、現在の一関市の中で、この制度を利用して、実際、受任者がついていての方は何人ぐらいいらっしゃるのですか。

委員長：伊東長寿社会課長。

長寿社会課長：直接的な答えではないのですが、市長申立ての件数をお話しさせていただきますと、令和5年度5人、令和4年度も5人というような形で、令和2年度が9人と多かったのですが、市長申立ては大体四、五人で推移しております。

管内の受任者の数でございますが、成年後見を利用されている人は、ちょっと古い、令和4年12月末になってしまいますが、先ほど類型が3つあると言いましたが、任意後見の人が2人、後見が180人、保佐が27人、補助が2人ですので合計として211人になります。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：何の根拠もないのですが、これを利用する方が多分じわじわと増えてくる。

あと亡くなったりとか、様々変化はあるにしても、多分増えてくる。

そうすると先ほどの受任者不足との関係ですが、多分受任者の方1人で何人も当然見
ていただいていると思うのですけれども、受任者の方は、平均で何人ぐらいの方を担当
されているのか、その辺、何かデータはあるのでしょうか。

委員長：伊東長寿社会課長。

長寿社会課長：その件につきましては、全く手持ちはありません。

今、持っていないのではなくて、家庭裁判所からそういった情報は頂いていませんの
で、1人当たりの受任件数については把握してございません。

委員長：千葉大作委員。

千葉（大）委員：任意後見制度というのは、本人の判断能力が十分なうちに公正証書を使って公
証役場で契約するという流れのようですねけれども、公証役場で公正証書を使って、任意
後見制度を結ぶというのは、具体的にどのような内容になるのでしょうか。

委員長：伊東長寿社会課長。

長寿社会課長：任意後見制度ですが、今現在、判断能力のある方が、自分が将来、もし認知症な
どになって判断能力がなくなった場合にこの人に頼みたいということで申立てをするの
ですけれども、それを公正証書で契約という形で残しておいて、本人の判断能力が欠け
た、低下したというときに家庭裁判所に任意後見人が診断書などを出しながら、最終的
に任意後見人が選任の申立てをするという形になります。

任意後見人に監督人の選任を申し立てるということになります。

委員長：千葉大作委員。

千葉（大）委員：そういう人を選んで、こういうときはこうしてもらいたいと公正証書の中にき
ちんとうたっておくということですか。

委員長：伊東長寿社会課長。

長寿社会課長：自分のほうだけで、この人に頼みたいだけではなくて、任意後見として受任して
いただきたい方との契約の公正証書になりますので、私がやってもいいですという意味
表示のものになりますので、頼みたい、受けてもいいというものの公正証書が必要にな

ります。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：うちの場合は直営と一部一関市社会福祉協議会に委託という仕組みでいくと思うのですが、他市というか、岩手県全体としては、ちょっと聞きそびれたのですけれども、最初から社会福祉協議会にやっているとか、あとは直営でやっているとか、あとは民間でやっているとかという、そういった仕掛け方としては、当市と同じような仕組みでやったところがあるのか1点お聞きします。

あともう一つ、先ほど、岩渕委員とも重なるのですけれども、このネットワークに岩手県立南光病院が入っていますが、それ以外の医師、病院は入らないのかどうかについてお聞きします。

委員長：伊東長寿社会課長。

長寿社会課長：1点目につきまして、直営でやっているところが八幡平市、花巻市、北上市、西和賀町になります。

あとは委託先については、盛岡広域と二戸市がNPO、それ以外は全て社会福祉協議会になっています。

行政と社会福祉協議会なりNPOが一緒になって取り組むというのは、県内では一関市、平泉町だけになります。

2点目につきましては、精神科のある診療所、病院は岩手県立南光病院だけではないのですけれども、現時点では岩手県立南光病院の医療相談室のソーシャルワーカーでしたか、そういった専門の方に入っていただいているように考えておりました。

ですので、村上先生とかそういったところでは、今は考えていないところでした。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：仕掛け方ですが、これからずっと続くわけではないと思うのですが、使い勝手のいい仕掛け方を考えていく、検証しながらこの仕組みは考えていったほうがいいと思うのですけれども、その辺は今、始まったばかりなので、ちょっと難しいと思うのですけれども、お伺いします。

委員長：伊東長寿社会課長。

長寿社会課長：一関市社会福祉協議会との協議をこれまでずっと重ねてきた中で、そこが非常に大きな問題で、こういった形でやればいいのか、経験がない状態で考えるのも、もちろん大事ですけれども、始めてからの修正といいますか、対応というものも大事とっておりますので、現時点で考えられる体制でスタートはしますけれども、その後についてはほかの自治体などの事例も参考にしながら、修正すべきことは修正しながらや

っていきたいと考えておりました。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：金融機関に労働金庫が入っていないのですが、その辺をお聞きします。

委員長：伊東長寿社会課長。

長寿社会課長：金融機関につきましては、ほかにもゆうちょ、農業協同組合とございます。

金融機関にぜひ入ってもらいたいということで、相談をさせていただいたときに、一関金融団というのがあって、そこに加入しているのが5つの団体、岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、一関信用金庫のほかに政策金融公庫も入っていると聞いています。

ただ、政策金融公庫については、市民の方が通帳をつくるということもないので、政策金融公庫を除いて4つで回したいと。

2年ごとに1回やると、次に回ってくるのに、かなり時間がかかりますので、ここは常に連携といいますか、情報共有をできるように1年ごとに早く回るようにということも含めて、4つでと考えたところでもございました。

委員長：ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ、以上で、成年後見制度利用支援事業における中核機関の設置についての調査を終わります。

福祉部長、職員の皆様、お忙しいところ御出席いただきありがとうございます。ありがとうございました。休憩します。

（休憩 11：09～11：40）

委員長：では再開します。

その他に入ります。

管内調査について協議いたします。

お諮りいたします。

不登校問題を調査するため、10月18日、花泉地域にあります虹の学園を訪問し、調査を行いたいと思います。

さよう決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長：異議ありませんので、さよう決しました。

委員の派遣については、当職より議長に申し出ておきます。
以上で、管内調査についての協議を終わります。
そのほか、委員の皆様から何かございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 : なければ、その他を終わります。
以上で、本日予定した案件の協議を終わります。
これをもちまして、本日の委員会を終了します。
御苦労さまでした。

（午前11時41分 終了）